

様式第七（第五条関係）

第 号

身 分 証 明 書

職氏所
名名属

年 令

（表）

証 右は、道路法第七十一条第四項の規定により命ぜられた道路管理員であることを
する。

交付年月日

有効期間

道路管理者

印

<p>る七第域域管 °十四又理道十 三十とは者路一 条四い当がの条 条う該当区 第の区該域 七二城区が 十に内域決 五第つにに定 条四い設つさ 十て置入れ 第七はさてた 八条、れの後 十の第た土道 七十四道地路 条一条路にの 及、の関供 び第第附す用 次四三属るが 条十章物権開 か八第と原始 ら条三なをさ 第、節る取れ 九第、べ得る 十七第きしま 五十四もたで 条一十の後の ま条三(に間 で、条以にお の第、下いお 規七第、てい 定十四道はて を二十路、も 準条四予当、 用、条定該道 す第、区区路</p>	<p>2第 6 5 九なを 規七 示道定条道こ 路にの路とき 証監よ四管を 票理第理命害 を員権一者ず 携は限項はる 帯、を、権防 し前行第前限 二わ四項を改 関項せ十の行 係のる八規わ 人規こ条定せ の定と第に必 請にが四よこ 求よで項りとな がるき、命が あ権第じで設 つ限四たきを たを十道るす と行八路るは き使条監こ中 はすの理と該 十員若工をい こ場二にし作 れ合又第く物 をには四はそ 呈お第十道の 示い四三路他 して十条をの なは八の原物 け、条二状件 れそ、の、に ばの十第回よ な身六四復り ら分の十す生</p>	<p>7 5 七るず作一は 項第く三、を 規項第、四じ の二第十、以 項四三第下者 七、十の第 又第四及十 道は三十、び こ項四第次条 条三項の 若者の四三二 規十項条い規 定七若第て定 条し一同に のく項じよ 四は若、り 第第し)権 二四くは限 分項項は、 若、第そ委 違し第三の任 者反く四項職 をしは十、員 第六第のけ 四条三うた 第十第十ち北 者八一七か海 条項条ら道 若、道開 一、し第路発 項項く四監局 又若は十理長</p>	<p>4第 2第道 七一のい 四路 道十時危う道十法 路一、険、路六 管条道を 監条す、 路防は理 い、 の止、員 通す前(項第 行る第七 をた第七 禁め一十 止緊号一 し急に条 の掲第 又必げ四 は要る項 制が場の 限あ合規 するに定 るとおに こ認いよ とめてり がる、道 でと道路 きき路管 る。はの理 構者 必造が 要を命 な保じ 限全た 度し道 に、路 お又監 いは理 て交員 、通を</p>
--	--	--	---